

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年8月31日現在	
～2023年9月30日	2023年10月1日～

<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）</p> <p style="text-align: right;">実施 平成23年 5月10日</p> <p>附 則（令和2年5月29日 D P Sサ第00654529号）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。</p> <p>ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等</p> <p>(2) 料金等（特約を締結している場合は、その特約事項を含みます。）</p> <p>(3) 品目及び通信又は保守の態様による細目（この附則の2の表で定めるもの及びC C Nアクセスに係るものを除きます。）</p> <p>(4) 付加機能</p> <p>(5) 付帯サービス（回線制御装置に係る回線制御装置遠隔監視は除きます。）</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 故障通知時間S L Aは適用しないこと</p> <p>5～9 （略）</p>	<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）</p> <p style="text-align: right;">実施 平成23年 5月10日</p> <p>附 則（令和2年5月29日 D P Sサ第00654529号）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。</p> <p>ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 付帯サービス（回線制御装置に係る回線制御装置遠隔監視及びイーサネット通信サービスに係る遠隔監視は除きます。）</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) （略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和5年8月23日 C N S 1サ第000400002431-01号）</u> <u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 当社は、令和5年10月1日付で、D P Sサ第00654529号（令和2年5月29日）の附則の4(5)を「付帯サービス（回線制御装置に係る回線制御装置遠隔監視及びイーサネット通信サービスに係る遠隔監視は除きます。）」に変更します。</u></p> <p><u>3 当社は、令和5年10月1日付で、D P Sサ第00654529号（令和2年5月29日）の附則の旧約款にある付帯サービスのイーサネット通信サービスに係る遠隔監視を廃止します。</u></p>
--	--

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年8月31日現在	
～2023年9月30日	2023年10月1日～
	<p><u>4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>